

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學図書館所蔵「鎌倉大草紙」について(上)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀越, 祐一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002350

國學院大學図書館所蔵『鎌倉大草紙』について（上）

堀越 祐一

はじめに

『鎌倉大草紙』は、室町期前中期における関東の動静を記した軍記である。康暦元年（一三七九）にはじまり文明十一年（一四七九）に至るまでの一世紀に及ぶ関東の戦乱を、ほぼ編年に叙述している。著者については、東常縁の歌を十二首も収めていることから、常縁に関係のある者ともいわれているがよくわかっていない。⁽¹⁾ 成立時期についても、最終記事である文明十一年以降、室町末期までには成ったといわれているが、これも詳細は不明である。このように不明な点は多いながらも、鎌倉公方と関東管領上杉氏を中心に据え、関東各地の戦乱を詳細に記していることから、根本史料が不足している当時の関東の情勢を窺い知るには、極めて重要な史料とされている。また最近になって田口寛氏が、同書に関する論考を多く発表されており、『鎌倉大草紙』に対する注目は、ますます高まってきていると言えよう。

ところで『鎌倉大草紙』には伝本が数多く存在し、これについて詳しく調査された田口氏によれば、その数は五十

近くにも及ぶとされる。⁽²⁾ 伝本には二巻本と三巻本の二つの系統があり、これまで三巻本系統が『鎌倉大草紙』の原態に最も近いといわれてきた。しかしながら田口氏は、二巻本系統の方がより原態に近いことを指摘し、⁽³⁾ さらに早稲田大学図書館に近年収蔵された『鎌倉大草紙』について検討を加えるにあたって、同本が二巻本と三巻本両方の特徴を併せ持つことから、これを二巻本から三巻本が成立する際の過渡的なものと位置づけた。⁽⁴⁾ そして、今回取り上げる國學院大學図書館所蔵『鎌倉大草紙』（以下、「國學院本」とする）を、これと密接な関係をもつものとしている。本稿は、「國學院本」上巻の釈文を紹介することを主な目的とするが、以下に「國學院本」の作成や伝来の過程、またその特徴などについて、若干の解説を加えたい。

一、國學院大學図書館所蔵『鎌倉大草紙』の作成・伝来過程

「國學院本」は上下二巻から成り、表紙にはそれぞれ「鎌倉大草紙^{異本}上」「鎌倉大草紙^{異本}下」と記されている。表紙・背表紙とも青色の紙で、形状からみて江戸後期に作成されたものと考えてよさそうである。紙数は上巻が四十枚、下巻が三十五枚で、表紙の大きさは縦が二七・五cm、横が一九・五cmである。ともに巻末に「大正十五年一月十一日受入」と記されており、またそれぞれの表紙裏に「学長芳賀矢一氏寄贈」と書かれた紙が貼り付けられている。したがって國學院大學図書館の所蔵となったのが大正十五年（一九二六）、寄贈者が芳賀矢一氏であることが明らかである。

また下巻の奥書には「寛延四^辛未 夏五月令写之」とあり、その下に朱印が二つ模写されており、それぞれ「則祐印」、「石濱水野則祐」と読める。さらにその後、

此書は、上野国緑野郡藤岡人富田永世か所蔵の本を借得て、或人に写さしめつ、奥書に寛延四云々と記し、かつ石濱水野則祐いふめる章さへにみゆるは、近き比まで石濱にすめりし水野平八か先祖にて、頗学才もありける人と、こは委しく知れる人ありて語りけるまゝに、群書類従本もて校合せる、ついでにしるしつ、

天保八年四月廿二日

薄斎春村

と記されている。薄斎春村とは、江戸末期の国学者として名の知られる黒川春村（一七九九―一八六六）のことで、この記述から、天保八年（一八三七）に春村が富田永世（一七七七―一八五五、春村の門人）の所蔵していた『鎌倉大草紙』を借用して「或人」（春村の門人の一人であろうか）に筆写させたこと、その本には奥書に寛延四年（二七五一）の年号があり、また「則祐印」「石濱水野則祐」という二つの印章がおされていたこと、そして春村が群書類従本をもつて校正したことなどがわかる。

以上を整理すると、寛延四年に水野則祐という人物が『鎌倉大草紙』を筆写し、それを所持していた富田永世に黒川春村が同書を借りて天保八年に書き写させ、自分の手で校正し、それがやがて國學院大學第六代学長となった芳賀矢一氏の所有となり、大正十五年に本学に寄贈されて現在に至つたということになる。

なお、富田永世が所有していた『鎌倉大草紙』こそが、内容的にも「國學院本」と非常に近く、また「寛延四辛未夏五月令写之」という奥書と「則祐印」「石濱水野則祐」の二つの朱印をもつ早稲田大学図書館所蔵本であると田口氏は指摘している。⁽⁵⁾ おそらくこの見解は正しいであろう。しかしそうになると、早稲田大学図書館所蔵本が「國學院本」の親本であるということになり、「國學院本」の史料的价值はさほど高いものでないともみなされるよう。だが「國學院本」には、早稲田大学図書館所蔵本にはない春村直筆による目録や校訂部分があるなど、興味深い点も多く存在する。⁽⁶⁾ そこで、春村の手による目録について、次節で紹介しておきたい。

二、「國學院本」の目録

『鎌倉大草紙』は、刊本として『群書類従』や『史籍集覧』などでみることができ、また近年では『新編埼玉県史史料編8』にも、内閣文庫所蔵本を底本とした翻刻文が掲載されている。しかしながら、黒川春村によって書かれた冒頭の目録（すべて朱文字）は、当然ながら他に類例をみない。以下、それを掲げる（後掲の釈文では省略する）。

鎌倉大草紙目録

土岐御征伐	鎌倉氏満謀反	上杉憲春諫死
小山征伐	上杉憲方管領	新田隠謀
小田征伐	山名氏清逆心	上杉憲定管領
鶴岡造営	田村庄司	氏満逝去
満兼補任	上杉朝宗管領	満貞満直奥州下向
大内義弘逆心	伊達大膳太夫隠謀	新田相州討死
上杉由緒	鶴岡遷宮	満兼逝去
満隆隠謀	持氏元服	上杉大全長基卒
上杉禅秀氏憲管領	由比濱大鳥居建立	上杉禅秀致仕
上杉憲基管領	義嗣隠謀	満隆禅秀隠謀
持氏没落	持氏入駿府	今川義兵
持仲満隆禅秀等自害	持氏還鎌倉	岩松天用被誅

- | | | |
|-------------|---------|------------|
| 岩松由緒 | 義嗣生害 | 上杉憲実管領 |
| 佐竹上総入道自害 | 小栗満重 | 小栗小次郎并照姫 |
| 逸見由緒 | 武田信満自害 | 甲州加藤由緒 |
| 武田家再興 | 一色伊予守被誅 | 結城謀反 |
| 結城城攻 | 結城落城 | 成氏助命 |
| 金沢文庫再興 | 足利学校 | 成氏赦免 |
| 上杉憲実出家 | 成氏元服 | 上杉憲忠管領 |
| 夢窓国師百年忌 | 江島合戦 | 成氏憲忠和睦 |
| 国清寺建立 | 太平記の論 | 妙喆侍者 |
| 不動之像より火災いつる | | 憲実行脚 |
| 武田信重誅跡部 | 長尾三家 | 上杉憲忠討死 |
| 成氏御勘気 | 分陪河原合戦 | 鎌倉滅亡 |
| 千葉介入道父子自殺 | 中納言坊溺死 | |
| 東の庄三十三郷 | 東野州常縁 | 千葉実胤移石濱 |
| 関東飢饉 | 渋川義鏡下向 | 川越岩付江戸之城成 |
| 掘越殿下向 | 日輪二ツ出ル | 上杉房顕卒 |
| 上杉持朝卒 | 検探 | 常縁所領を押領せらる |
| 古河合戦 | 長尾景春野心 | 成氏上杉和睦 |

千葉合戦

右目録、いまこれをおきなふ、搜索のためにとてなり、

天保八年四月

黒河春村

さて、春村が「搜索のため」に作成したというこの目録をみれば、『鎌倉大草紙』が、関東における争乱について主に記述しているのは瞭然であろう。そしてその中心にいるのは、目録に多くその名がみえることから明らかかなように、鎌倉公方と関東管領上杉氏であることもまた歴然である。なお、この目録と全く同様のものが本文上部に見出しとして書き込まれていて、該当の記述を探しやすいようにしている点は「國學院本」の大きな特徴といってよい。

三、黒川春村による注記

つぎに、「國學院本」に書き加えられた春村自身の筆による注記について触れておこう。「國學院本」の特徴の最たるものは、前節で記した目録の存在であろうが、春村による青・朱二色の文字による注釈や校正がなされている点も見過ごせない。群書類従本との比較校正箇所が青文字で、目録と見出し、誤字の修正部分、さらに春村がところどころに書き入れた注記が朱文字で書かれている。ここで、春村が朱文字で書いた注記について記しておく。

注記は上巻に三カ所、下巻に一カ所ある。そのうちの上巻の二つについてみてみよう。⁽⁷⁾ まず甲斐の豪族逸見氏の由緒についての記述に「甲斐国の住人に逸見中務丞有直と云ものあり、古より逸見・武田・小笠原三家は甲州の大将しかとも、頼朝の御時に加賀見・小笠原信濃国の守護となり、信州に移り給ひ、甲州半国石沢五郎に給はり、それより

代々初は中郡も知行有」とあるが、その上部に「春村按ニ、巨摩・山梨両郡ノ内釜ナシ川・笛吹川ノ間計里俗中郡ト云ナラヘリ」と注記されている。逸見氏が知行したという「中郡」の位置に関する「里俗」の伝承を提示したものである。

また永享十二年(一四四〇)に勃発した結城合戦に関する記述の冒頭上部に「春村按ニ、此間応永卅四年ヨリ永享十一年ニ至リ、十三年間ノ事ミユ、又ハ一卷欠本ナルヘシ、サレハコ、文聞エス」とある。これはそれ以前の「國學院本」の記述が応永二十三年(一四二六)甲斐武田氏に関するもので終わっていて、この間空白となっていることに対する春村の見解であり、おそらく欠本があるのだろうと推測している。このように考えるのはある意味当然である。なぜならば、鎌倉公方や関東管領を中心に東国の騒乱を叙述するのであれば当然多く触れていなければおかしい永享の乱(一四二八)が完全に抜け落ちてしまっているからで、明治に入ってからそのような考えた研究者は存在した⁽⁸⁾。春村はそれに先駆けて疑問を呈したわけである。

おわりに

以上、「國學院本」の作成・伝来の過程や特徴について紹介した。最後に、内容について簡単にはあるが記しておく。但し今回掲載する「國學院本」の釈文は上巻のみであるため(下巻については後に別稿を用意することとしたい)、上巻に記されている「土岐御征伐」から「結城落城」までの内容に限定しておきたい。

まず冒頭、康暦元年(一三七九)美濃国守護土岐氏に対する將軍義満の征伐にはじまり、続いて京都中央の乱れに乗じて義満に対して挙兵しようとした鎌倉殿足利氏満、そしてこれを思い留ませるために自害して果てた関東管領上

杉憲春に関しての記述がある。土岐氏に関する記述などは極めて簡潔で、叙述の多くが、氏満の挙兵の企てとそれに対する憲春の諫言・諫死、さらにこれに驚き挙兵を断念した氏満に割かれている。ここに、関東中心の叙述姿勢が端的にみてとれる。その後は関東奥羽における様々な反乱とその鎮圧についての顛末や、氏満から満兼・持氏へと続く鎌倉公方の代替わりや関東管領の変遷などに関する叙述があり、応永二十三年（一四一六）上杉禅秀の乱へと至る。

上杉禅秀の乱についての叙述は前半部の主要部を占めている。禅秀と持氏が不和となった原因を「鎌倉政所にて御評定の時、犬懸の家人常陸国住人越幡六郎、其科有し、所帯を没収せらるゝ、禅秀さしたる罪科にあらず、不便のよし扶持せらるゝ間、以ての外御気色」を蒙ったことであるとし、禅秀による挙兵の計画、鎌倉襲撃、持氏の落去、駿河守護今川範政の出兵を契機とする禅秀方の敗北までの経緯が詳細に書かれている。そして後半は、永享十二年（一四四〇）から翌年にかけての結城合戦に関する叙述が中心となっていく。そこには結城氏に対する同情的な視点があり、それはたとえば結城氏朝が挙兵を決意する際に、家老が「当家は累代に及て指る名家に非れども、代々義士に組して、一日も不忠の輩に呉せず」と述べていることや、また落城後の記述に「此首ともを見ける大名小名、哀成かな昨日迄も詞をかはし、肩をならへて見馴し朋友なれば、涙を掛けて首を見、悲の思ひ散満たり」とあることから明らかであろう。

注

- (1) 加美宏氏執筆「鎌倉大草紙」『日本古典文学大辞典』第二卷（岩波書店、一九八四年）。
- (2) 田口寛「鎌倉大草紙」伝本書誌目録稿（『古典遺産』五十三号、二〇〇三年）、「鎌倉大草紙」伝本書誌目録稿（承前）（『古典遺産』五十四号、二〇〇四年）。
- (3) 田口寛「鎌倉大草紙」原態本文への遡及（『軍記と語り物』四十一号、二〇〇五年）。

- (4) 田口寛「早稲田大学図書館新収『鎌倉大草紙』について」(『早稲田大学図書館紀要』五十一号、二〇〇四年)。
 (5) 前掲、注(4)論文。
 (6) 下巻奥書の「寛延四^辛未夏五月令写之」と記された後に、青字で「右、以群書類従本令比較畢、村」とあることから、本文中に同色の文字で書きこまれた注釈が、春村自身の手によるものであることがわかる。
 (7) 上巻の残りひとつは、「武田刑部少輔入道」の人物比定として「武田信重也」と記されているものである。また下巻には「常縁所領を押領せらる」と題された叙述のところに、東常縁の所領を押領した斎藤持是院妙椿について、一条兼良が著した「藤河の記」の記述を引用して、斎藤家の猶子となった経緯が記されている。
 (8) これについては田口寛氏前掲論文、注(3)に詳しい。

『鎌倉大草紙 異本 上』

鎌倉大草紙

序

古者有_レ左右史、記_レ行与_レ言、弁_レ善悪於一時、無_レ勸懲於百世_二矣、是載籍之権与_レ歟、本朝称_レ記録_二者、不_レ為_レ不_レ多、就_レ中此記者尊氏末流之遺書而、関東大家之旧記也、君臣上下之儀説、父子長幼之情、有_レ親疎、有_レ曲直、読者鑑_レ事迹於既往、而誠_レ心術於当来_一者、豈可_レ失_レ君臣之枢機_一哉、

土岐御征伐

一、永和五年己未三月三日改元、康暦元年にうつる、美濃国土岐大膳^(康行)大夫舎弟島田か讒言にて御退治あり、国々の御勢をめさる間、関東よりハ此時の管領上杉憲春の舎兄憲方入道々合を大将にて

鎌倉氏満謀反
上杉憲春諫死

五百余騎、御旗を給り出勢す、此時都の働鬨に付て内々勧め申人ありけるにや、(足利氏満)鎌倉殿思召立事あり、已に憲春に御評定有、上杉大に驚き、諫め奉るといへとも、御承引なし、思召定られたる御返答を承り、上杉いさめかねて我館山内へ帰て内室を近付、思召立事有、尼になりて給りてんやと宣へは、女房けしからぬ所望かなと打案しける、我男ながら賢者第一の人なり、悪さまの事なりとも背へきと思ひ、安き御望に候とて、則髪を切て衣を仕立なとしけるを見て、憲春うち笑、むたひの所望申つるなり、後に思召合給へとて、立たまひしか、氏満卿へ御謀叛叶ましきよしを再三自筆に書置、持仏堂へ入て則腹切給ひける、法名道珍と号す、鎌倉殿大に驚き給ひ、忽に京都の公方將軍の御望をやめられ、御後悔ありて、同卯月晦日に三島まで打立ける、上杉安房入道道合に管領を仰付られ、是は去三月十日に発向しけるを、三島に滞留ありて領状を申上げるなり、扱京都には美濃国の土岐も没落して、公方の思召まゝに成行ぬ、又関東氏満御逆心ありて、上杉申留めん為に自害のよし風説ありし程に、かくては叶ふましとて、鎌倉氏満公京都に對し野心を不存よし、自筆の告文を書て、瑞泉寺の古天和尚を使僧として京都に進らるゝ、此和尚夢窓の末弟子にて、京公方の御崇敬の僧也、和尚の申されやうも去事なれハ、京公方の御納得ありて、同五月二日、公方自筆の御返事に子細なきよし被仰下間、関東諸家安堵の思ひをなしける、同日京都にて斯波治部大輔義將に管領職を被仰付と云々、

小山征伐

一、康暦二年庚申五月五日、下野住人小山左馬助義政、吉野宮方と号し逆心しければ、宇都宮基綱を大将にて、為退治発向ありて、裳原と云処にて及合戦、同十六日宇都宮打負、忽にうち死しける、小山は関東御下知を乖き、宮方と号し合戦を企、剩陳謝の申わけもならず、謀叛の最

上杉憲方鎌倉
管領

なりとて、鎌倉殿より御退治あるへし、但京都の御加勢を頼申さすは、後難如何有へきよし、上杉道合申により、梶原美作守道景御使として、康暦三辛酉年上洛して、則白旗一揆御加勢合力を申請て帰国す、同三年二月廿四日改元有、永徳と改、同六月十五日、鎌倉左兵衛督氏満、小山義政御退治に、関東十二ヶ国の軍勢を引率して御発向、先手の大将上杉安房入道々合、同中務朝宗禅助、木戸将監範季法季等也、武衛は武州府中高安寺に御陣座、御先手は上杉憲方為大将、小山へ馳向ひ攻寄ける、小山不叶して、九月十九日降参可仕のよしを申入る間、御免有へきよし被仰下、然といへとも、小山如何思ひけん、府中御陣に不参、空しく年暮て、明年の二月に又木戸将監法季、上杉中務禅助を大将として、十二ヶ国の御勢発向して小山か鷲の城を攻らる、同十六日、上杉武州の白旗一揆は大将の下知を得ず、鷲の城の外郭を責やふり、打て入といへとも、城に籠る軍兵、爰をせんとに防戦ひける間、白旗一揆に手負打死數十ありて、悉打負、大半帰国しける、十一月七日、先手の人々是にもひるます、堀を埋させん為に、うめ草を以て責寄といへとも、城中防戦強くして、手負死人数しらす、然といへとも、城中助の兵はなし、兵糧は尽ける間、同八日、小山義政方より禅僧を使として、愚息若犬丸に家を渡し隠居可仕候間、若犬丸を御免被下、小山を相続仕候様にと降参を請ひける間、布施入道得悦を御使にして御免許有、同九日、鷲城を両大将に渡し、白昼に三百余人にて祇園の城に入移る、扱又祇園城、新城岩つほ、宿城等の門戸を閉閉て味方の人々も出入あり、同十二日、義政出家して、大衆衣の姿となりて、法名永賢と号す、梶原美作守道景、三浦次郎左衛門兩人を檢使に被遣、永賢に上杉対面す、若犬丸出仕、小山同名三人同心して参る、御太刀御馬を進上申、然といへ

とも如何心に不叶事有けるにや、永賢入道、若犬丸、明三月廿三日祇園の城を自焼して、糟尾の奥の城を構へ楯籠る、同二十九日、木戸、上杉、白旗一揆発向す、白旗一揆先月の恥を雪んとて先一番に掛り、長野城を攻落し、ことごとく放火す、同十一日、寺窪の城を攻落す、四月十三日、終に打まけ、小山入道永賢自害して矢にけり、則首を取、同十五日、御陣へ進上す、五月一日、武衛は村岡より鎌倉へ御帰、大御堂へ御座し、十二月廿日、御所へ御入有けるこそ目出度けれ、

新田隠謀

一、至徳二乙丑年三月、新田相州(義則)隠謀の廻文、上杉武州をもよほさるゝ、梶原美作守か代官使二人召捕る、新田安養院の別当并寺僧一人をは、岩松治部少輔入道法松搦め進ける、

一、至徳三年五月七日、小山若犬丸打出、祇園城に楯籠、近郷を押領す、当国の守護人木戸修理亮、不日に押寄せ深江山に陣を取、若犬丸逆寄に攻来、合戦して木戸忽にうち負け、足利の庄へ引退ける間、鎌倉殿七月二日御発向、古河城に御座、同十二日、若犬丸没落、行方をしらす、方々御尋有といへとも、国中通解して何方に有之ともしらす、十一月に鎌倉へ御帰陣なり、

小田征伐

一、嘉慶元年丁卯五月十三日、古河住人野田右馬助、囚人一人搦進す、此男白状申けるは、小田(忠尊)讚岐入道父子、小山若犬丸同意にて、野心ありて、若犬丸を隠置のよし申、此小田入道(忠尊)は、先年小田退治の時先手参、忠功の人也、何のうらみありて敵と同意有やらんとうたかひなから、六月十三日、小田か子二人被召預、七月十九日、上杉禅助大将にて、常陸の小田の城を被攻、小田并子息二人并家老信田の某等、小田を落て男体山に楯籠、此城高山にて力攻に難落、十一月廿四日より相戦といへとも勝負もなし、鎌倉殿より海老名備中守(満季)為御使、御免許可被成

山名氏清逆心

候間、可有出城由、被仰遣ける間、明る康応元年五月廿二日、小田并子息孫四郎被召出ける、

嫡子小田治朝太郎を那須越後守に預らる、同十七日暁天に攻寄、小田家来百余人打負、腹切、城中より

火を掛、焼払て没落す、明德二年の冬、山名陸奥守氏清逆心を起し、南帝の勅命と号し御旗を

上、一門を催し京都へ打て上りける、京公方十二月御動座之由、飛脚到来す、鎌倉殿も京都の

御手合とありて、明德三年二月四日、佐々木近江基清入道宿所へ御門出ありける処に、去年ママ去年十

二月晦日、山名氏清被討取、天下大平に属する由、飛脚到来す、四月廿二日、上杉房州道合依

上杉憲定鎌倉

管領

鶴岡造営

重病管領を辞し、子息憲定名代に被補、此年京都より陸奥・出羽両国以鎌倉の御分国たるへし

と被仰下、是た、ことにあらず、八幡宮の御めくみ成へしとて、宮寺の御修理久しくなかりし

を、御再建有ける、同十一月廿日、御正躰假殿御遷宮あり、応永元年十月四日、道合死去、今

年正月、京公方御拝賀、三月廿九日、御落髮有、義持公御相続にて征夷將軍に備り給ふ、

一、応永三年の春の比、小山若犬丸奥州へ逃下り、宮方の余党をかたらひ隠居たりしか、奥州は

関東の分国となりて鎌倉より代官・目代数多下り、隠家もなかりしかは、奥州の住人田村庄司

清包を頼て、古新田義宗の息男新田相模守并其従弟刑部少輔をかたらひて大将と号し、白川辺

へ打て出る間、上州・武州に隠居たる宮方の末葉悉く馳集、此田村庄司は、征夷大將軍坂上田

村丸陸奥守にて下向の時、我出生世の地に子孫を一人残し給ひ、代々則田村の庄司と号、北畠殿

田村庄司

国司の時より宮方にて、代々関東へ不属、自立の志ありしかは、今度の小山にも一味同心す、

鎌倉殿是を聞て、則十ヶ国之軍兵を引率し、同二月廿八日御進発、同六月朔日白川の城御下向、

結城修理大夫か館御座、大勢下向のよしを承り、新田・小山・田村等悉退散して行方をしらす

成行ける、六月十九日に白川を御立有、七月朔日に鎌倉へ歸御也、

同四年正月廿四日、小山若犬丸子とも二人若年にて有しを、会津の三浦左京大夫是をめしとり

鎌倉へ進上しけるを、実検の後、六浦の海に沈らるゝ、

氏満逝去

一、応永五年十一月、氏満四十二歳にて御逝去なり、去年の夏より精進けつさいにて御読経有、

逆修の御弔御勤有ける、永安寺殿と号す、御弔の次第、剃髮正統院周応和尚、掛真円覚寺周潘

和尚、鎖龕西来庵僧海和尚、奠湯素文和尚、点茶寿福寺文昱和尚、起龕正統院周応和尚、奠湯

瑞泉寺中快和尚、扱又小祥忌には奥州の満貞公より執行せらる、拈香は建長寺等益等也、

満兼補任

若君満兼公従四位下左兵衛督御補任、鎌倉殿に備り給ふ、御年廿一、管領は上杉中務禅助承て、

上杉朝宗管領

引付頭人二階堂野州入道清春、一方頭人長井掃部介入道道法、禅律奉行町野信濃守入道浄善、

超訴之奉行は二階堂山城宮内入道行康等也、

満貞満直奥州

応永六年春より、陸奥・出羽両国の堅めとして鎌倉殿御弟満貞・満直二人御下向、稲村・篠川

下向

両所に御座す、此年周防の大内助義弘、京都にて逆心を起し及合戦、是は京都にて余りに物荒

大内義弘逆心

き御政道ありて、諸人迷惑申ける、氏満公政道正しく御座有ける間、大内連々進め申、天下を

一旗に仰申さんと心かけしかとも、永安寺殿(足利氏満)かくれ給ひ、大内は力を落しけるか、是非なく今

度境の濱へ出張して籠城しける、京都より御発向のよし、鎌倉へも大内再往頼申、今川貞世を

以て色々申入れけれども、若君はかねて上杉入道かたく申諫、十一月廿一日京都の御手合として

武州府中高安寺へ御動座、夫より上杉足利庄へ御発向、人数を催さるゝ処に、十二月廿一日義

弘討死之由、飛脚到来、

伊達大膳大夫

隠謀

同七年三月五日、鎌倉へ還御也、是まては足利に御在陣なり、

新田相州討死

一、同九年壬午、奥州官方の余党伊達大膳大夫政宗法名円教、隠謀を企て、篠川殿の下知にしたかひ不申、一味同心の族蜂起しける間、同五月廿一日、上杉右衛門佐入道禅秀為大将発向す、伊達かねて赤館といふ処に城をかまへ、合戦してかまくら勢を追返し悉討取ける、然とも近国の大勢かさねて馳向ひ、九月五日伊達討負、甲をぬき降参す、去程に新田殿は、去永徳の比まて信濃国大川原といふ処に、ふかく隠て有けるを、國中皆背申、宮をはしめ新田一門浪合と申所にて皆討死して、父子只二人うちもられ、奥州へにけ下り、岩城の近所酒邊と云所に隠居給ひしか、小山若犬丸乱により奥州にも安堵せず、相州にしひ行、箱根山の奥に底倉と云所あり、木賀彦六といふものをたのみてかくれ給ひしを、如何してか聞出しけるにや、竹の下の住人藤田といふ者しのひ来り、応永十年四月二十五日、新田相模入道行啓、底倉山中にて討死也、子息刑部少輔は一所に居合さりし故、相州計御討死なり、其賞として藤田に底倉・木賀を給り、上杉禅助に属し、安藤と改名す、

上杉由緒

一、尊氏公の御母二位殿の御兄上杉兵庫入道憲房、京四条合戦之時、將軍の命にかはり討死あり、甥の伊豆守重能を養子として惣領にたてらる、是は高師直と事あり、討れ賜ふ、其弟憲房の実子上杉修理亮憲勝、暦応元年より関東の執権を被仰付、同年三月十五日信濃国にて討死、其子幸松丸とて十四才、二男幸若丸十二歳にてありしを、郎等石川入道覚道供して鎌倉へ参りければ、將軍大に感、兄をは左馬助朝房と号し、信濃・越後を給はり、弟をは中務少輔朝宗と名付、上総国を給はりけり、応永二年三月、関東の執事被仰付、犬懸の先祖是也、此人は尊氏公と錦

鶴岡遷宮

小路殿御兄弟不和の時、錦小路殿の味方に参りしかは、將軍御にくみありけれども、案者第一の人にて、関東のかため此人にあらずはかなふましと思召ければ、被召出けり、其上基氏公の御めのとにて、幼よりいたきそたて被申ける間、旁可然由にて、越後・安房兩國を被下、鎌倉の御後見にて、山の内殿の先祖是也、此子孫代々為管領、応永十年十一月十四日、つるか岡八幡宮の御修理出来して遷宮あり、奉行は上杉中務少輔入道禪助也、同十六年六月廿九日の夜、鎌倉御所俄炎上、公方満兼は完戸遠江守か宿所へ御移あり、七月十三日より御普請の事始あり、八月廿七日棟上あり、十二月十八日御移徙、惣奉行は上杉右衛門佐氏憲、

満兼逝去

応永十七年五月の比より、公方満兼御病氣以ての外にて、身体次第に衰へ、医師数を尽して集り秘術をふるひ、陰陽師・有驗の僧、懇祈をいたすかひもなく、七月廿二日御年廿二にて御早世あり、勝光院殿と号す、犬懸の管領朝宗入道禪助は此君を抱そたて申、七十に及まで御後見にてありければ、御弔の時より我家へかへらす、僧衣を着し、則上総国長柄山胎藏寺に隠居して、武州の目代をは塩谷備前守に申付られ、かまくらの執事をは上杉右衛門佐氏憲に被仰付、満兼の若君幸王殿御元服可被成にて、二階堂駿河守為御使、京都へ御一字を申上られ、此節新田殿の嫡孫謀叛を起し、廻文を以、便宜の軍兵を催されければ、かまくらの侍所千葉助兼胤か生捕にして、七里はまにて討之、又満兼の御弟満高御陰謀の企ありとて、鎌倉中以外に騒げれば、若君管領山内の館へ御出あり、上杉安房守長基色々取持、満高御陳謝ありて御無事に治りけり、

満隆陰謀

応永十八年六月二十九日、御評定始あり、御所は童形の間御出なし、今日政所にて守公神の祭

持氏元服

あり、龍の口にて死活杖祭あり、十二月二十二日、若君御元服ありて持氏と号す、御弟乙若殿を御元服にて持仲と号す、日出度其年は暮にけり、

上杉大全卒基長

同十九年十月十八日、管領上杉安房入道大全死去す、行年三十八歳、号光照院寺、同名犬懸右衛門佐入道禪秀に管領を給はる、

由比濱大鳥居

同廿年三月六日、由比濱大鳥居御建立あり、奉行は上杉禪秀也、此鳥居頼朝公より代々公方の御再興の所なり、然とも久しく造宮なくしてかさ木も朽果けるを、此御代にかく御建立、日出度かりける、

建立

上杉禪秀致仕

一、応永廿二年四月廿五日、鎌倉政所にて御評定の時、犬懸の家人常陸国住人越幡六郎、其科有し、所帯を没収せらるゝ、禪秀さしたる罪科にあらず、不便のよし扶持せらるゝ間、以ての外御気色をかふりける、禪秀は道のみちたる事をいさめず、法外の御政道にしたかひ奉りて、職に居て何の益かあらんと述懐して、同五月二日、管領職を上表申されしかは、かやうの事、弥上意を奉令軽と御腹立あり、則収上表畢、同月十八日に故大全の子息安房守憲基管領に被補、

上杉憲基管領

義嗣隠謀

今年何となく鎌倉中そう動して、近国の兵とも忍ひくゝに参り集りける、七月廿日被仰付、皆国々へ被帰、其年は暮にけり、其比、京都將軍家の御弟権大納言義嗣卿は、御兄当公方を可奉計由、ひそかに思召立事ありて、便宜の兵を御催しありける、其時分、佐々木満高六角御勘氣にて守護職をめし上られ、閉門して居たりしを御頼ありけり、佐々木如何思案しけるにや、不応其命、其事無程いろあらはれ、応永廿三年十月晦日、公方より義嗣卿をめしとり奉る、林光院へ押籠申、きひしく守護を被置ける、義嗣御出家ありて、法名道純と申、是は故鹿苑院殿の御愛

満隆禅秀隠謀

子にて、後々には当公方義持卿を御隠居なさしめ、此若君を一度天下をもたせ可被申由、思召あられけれども、不幸にて北山殿はやく御他界にて、義嗣卿は天下を御望無之といへとも、当公方と内々御中不和ときこえし、去によりて、去年伊勢(北畠満雅)の国司動乱せし時、近習の輩、義嗣公をすゝめ申て、ひそかに御謀叛を思召立ける、しかれとも、勢州程なくしつまりければ、力なく此事おほしめし止けるに、また関東にて鎌倉殿と管領中悪敷なり、動乱のよしきこえければ、義嗣卿より御帰依の禅僧を潜に鎌倉へ御下しありて、上杉入道禅秀を御かたらひあり、持氏卿の伯父新御堂(足利満隆)小路殿をも頼み給ひけり、満隆より禅秀をまねき評定ありければ、禅秀申けるは、持氏公御政道悪敷して諸人背き申事多し、某いさめ申といへとも、忠言逆耳、御気色あしくなり、結句御外戚の人々依申掠、御不審を罷蒙といへとも、誤のなれば鏝の口を遁るへき、世は唯為恩に仕へ、命は義に依てかろしと申給へは、ケ様に不儀の御政道積り、果はやかて謀反人あり、世をくつかへさん事、ちかくける、内々承子細も候、他人に世をとられさせ給は事を、御当家の御歎申てもあまりある御事にて候、扱又君も去ル応永十七年の秋、佐介入道大全か讒言にて、あやうき御目を御覧せし御恨忘れさせ給はし、今京都の大納言家より御頼み候こそ幸にて候、急思召立、此時御運を御開き候へ、京都の御下知を公方の御教書と号し、禅秀取もちかたらひ候は、於関東は誰ありてか可不参、不日に思召立、鎌倉を攻落し、押て御上洛あらは、天下の反復まのあたりにて候とすゝめける、満隆大に喜び、内々存子細ありといへとも、身において更に望なし、甥の持仲猶子に定候間、是を取立給はれとて、一味同心ありければ、秋の初より禅秀病氣のよし披露して引籠、謀反を起す、犬懸の郎等国々より兵具を俵に入、兵

粮のやうに見せて、人馬に負せて上り集りければ、人更に知る事なし、新御堂殿の御内書に禅秀副状にて廻文を遣者、京都よりの仰にて、持氏公并憲基を可被追罰之由、頼み仰られければ、御請申人々には、千葉介兼胤・岩松治部大輔入道天用、両人は禅秀の掣なれば不及申、渋川左馬助・舞木太郎、小玉党には大類・倉賀野、丹党の者共、其外荏原・蓮沼・別府・玉野井・瀬上・甕尾、甲州に武田安芸入道信満は禅秀の舅なれば最前に来ル、小笠原の一族、伊豆には狩野介一類、相州には曾我・中村・土肥・土屋、常陸には名越一党・佐竹上総介・小田太郎治朝・府中大極・行方・小栗、下野に那須越後入道資之・宇都宮左衛門佐、陸奥には篠河殿頼申間、芦名盛久・日河結城・石河・南部・葛西、海東四郡の者とも皆同心す、鎌倉在国衆には、木戸内匠助伯父甥・二階堂・佐々木一類を初として百余人同心す、かくて国々の調儀をはりて、同十月二日戌刻斗、新御堂殿并持仲御所を忍て殿中より御出、西御門宝寿院へ御出有て、御旗を上らるゝ、犬懸の郎等屋部・岡谷の兩人、手の者を引卒し、其夜塔辻へ下る処に、堀切・鹿垣を結渡し走矢倉を揚、持楯をつき、家々の幕をうち、一揆の旗を打立たり、禅秀は御所へまゐり、持氏卿可奉懷取支度しける、持氏は折ふし御沈酔有之、御寝なりけるに、木戸将監満範のよし聞召、今朝一男中務出仕いたしけるか、存命不定のよしにて、うて帰宅せしと仰ける、将監それは謀反のはかり事に虚病仕候、唯今御所中へ敵乱入らん、分内せはく、防に馬のかけ引不可叶、一間途御(出脱カ)あり、佐介へ御入候へと申程にて有けれ、御馬にめし、塔辻は敵箒を焼て警固しければ、岩戸の上の山路を廻、十二所にかゝり、小坪を打て出、前濱を佐介へ入らせ

たまふ、御供には一色兵部大輔^(憲元)・子息佐馬助・同左京亮・讚州兄弟・掃部助・同左馬助・龍崎
 尾張守・嫡子伊勢守・品川左京亮・同下総守・梶原兄弟・印東次郎左衛門尉・新田ノ一類・田
 中・木戸將監滿範・那波掃部助・島崎大炊助・海上筑後守・同信濃守・梶原能登守・江戸遠江
 守・三浦備前守・高山信濃守・今川三河守・同修理亮・板倉式部丞・香川修理亮・畠山伊豆
 守・筑波源八・同八郎・薬師寺・常樂寺・佐野左馬助^(重綱)・一階堂・小瀧・完戸大炊助・同又四
 郎・小田宮内少輔・高瀧次郎以下、御供之人々五百余騎、安房守憲基はゆめにも是をしらす、
 酒宴しておはしける、上杉修理大夫卅騎計にて馳来る、禪秀入道、新御堂殿并持仲公をすゝめ
 申、御所をも取籠奉り、唯今是へも発向する処、かやうにゆふくとわたらせ給ふそやと呼り
 ければ、憲基少もさわかす、何程の事か有へき、先其大将の満隆は、先年雑説以外のにて、御
 大事に及しを、親にて候大全か蒙恩、御命を扶り給ひ、何の間に我に向ひ左様の悪事思ひ立た
 まは、天のせめのかるへからず、又禪秀、去応永九年の夏、奥州伊達大膳大夫退治の時、赤
 館の戦に敗北して、両国の兵に見限られけり、今更何者かかれにしたかはんやと宣ひける処に、
 上杉藏人大夫憲長、十四騎にて馳来、門を扣かせ、敵味方は不知、何様前濱には軍勢充滿す、
 打立たまへと呼、其時憲基物の具したまふ、相伴ふ兵には、長尾出雲守^(満景)・大石源左衛門・羽繼
 修理大夫・舎弟彦四郎・安保豊後守・帷助五郎・長井藤内左衛門、其外木部・寺尾・白倉・加
 治・金子・金田を初として、宗徒の兵七百余騎打立けり、房州は御所へ馳参り、上様いまた恙
 なく御座は、御供申、是へ奉入へし、若又御所中を敵取巻申さは、西御門に火をかけ、宝寿院
 へ押よせ、一戦たるへきよし申合処に、持氏公是へ入らせ給へは、皆人大ニよろこひ、色をな

持氏没落

をしいさみける、翌日悪日とて、犬懸よりもかゝらす、佐介よりも不寄、同四日未明より佐介の口々へ御勢を被指向、先浜面法界川には長尾出雲守を初として房州手勢、甘縄口小路佐竹左馬助、薬師寺南をは結城弾正、無量寺口をは上杉蔵人大夫憲長、気生坂をは三浦・相模の人々、扇谷をは上杉弾正少弼氏定父子、其外所々方々馳向陣取、同日新御堂殿宝寿院より打立給ひ、御馬廻一千余騎、若宮小路に陣を召さる、千葉佐介満胤・嫡子修理大夫兼胤・同陸奥守康胤・相馬・大須賀・原・円城寺下野寺(守)を初八千余騎、米町表に扣らる、佐竹上総介入道・嫡子刑部大輔・二男依上三郎・舎弟尾張守一類に、土佐美濃守・三河常陸守・郎等河井淡路守・長瀬・河西の者とも初として百五十余騎、濱の大鳥居より極楽寺口に差寄陣を取、扱犬懸入道の手には嫡子中務大輔・舎弟修理亮(上杉氏題)・郎等千坂駿河守・子息三郎・岡谷豊前守・嫡孫二孫六・甥弥五郎・従弟式部大輔・塩谷入道・舎弟平治左衛門・蓮沼安芸守・石川助三郎・加藤將監・矢野小次郎・長尾信濃守・同帯刀左衛門・板田弾正忠・小早川越前守・矢部伊予守・嫡子三郎、其外臼井・小櫃・大式・沓俣・太田・神田・秋本・神崎・曾我・中村のものとも、和具を先として二千五百余騎、鳥居の前より東に向、鉾矢形に張陣、かくて国々の諸勢集る間、同六日に十万余騎にて六本松に押寄る、上杉弾正少弼氏定、扇谷より出向て爰を先途と防戦ける、岩松治部大夫(純)・渋川左馬介、入替く攻しかは、霜台の方には上田上総介(松山城主)、正田右京進討死す、氏定も自身深手を負て引退く、岩松治部大夫弥勝にのり、気生坂へ押寄、凱を上る、霜台の手破れければ、御手廻の人々には梶原但馬守・海上筑後守・同信濃守・推津出羽守・園田四郎・飯田小次郎以下卅騎、気生坂へ打上り防戦ひしかとも、敵には荒手(新)大勢馳加る、弥是に

力を得て、もみもつて攻来る、梶原但馬守・推津出羽守も討死す、飯田・海上・園田四郎痛手負、無量寺へ被入、扱禪秀方に二階堂信濃守・同山城守、其外駿河・下総勢各一手になりて、荒手二百余騎にて攻来る、上杉藏人の手の者、此勢にかけ合、大庭を初として不残手を引退、所々の軍、味方打負けければ、岩松治部大夫・渋川左馬助か手の兵走散て、国清寺^{上杉憲顕}建立に火をかくれば、火煙吹かけ、味方の兵共けふりにむせひ、弓の本末を忘れて迂伏て落行けり、江戸近江守・今川三河守・畠山伊豆守、其外宗徒の兵卅余人討死す、佐介の館に火かゝりしかは、人力に防に不叶、持氏落去させ給ふ、安房守も御供申、極楽寺口へかゝり肩瀬・腰越汀を遙に打過給ひ、及黄昏小田原の宿に付給ふ、弾正少弼氏定は深手負、御供も不叶して、藤沢道場に入て自害して失給ふ、行年四十三才と聞し、爰に土肥・土屋の者とも、元来禅秀一味なれば、小田原宿へ押寄、風上より火をかけ攻入れければ、御所と憲基をは落し奉り、兵部大輔憲元父子并今川残留て討死して、夜の間に箱根山に入らせ給ふ、爰にて明、翌日七日の午の刻計に、箱根^証御伴申、是を案内者として駿河国大森か館に落給ひ、爰も分内せまく、小勢にて如何にも叶ひかたし、其上甲州の敵程ちかし、是より駿河今川上総介を御頼可然と評定ありて、駿河の瀬名へ御通りある、今川上総介範政は氏定の聳にて、御所へも常に申通らる、故也、御跡より参る人々、御所の御行末をしらす、只伊豆の名こやの国清寺へ御座のよし披露ありければ、木戸将監以下宗徒の人々皆国清寺へ馳集る、敵もなこやに御座とや思ひけん、狩野介并伊豆奥の兵とも、走湯山の大眾をかたらひ、大勢にて同十日国清寺に押寄せ、寺中には御奉公の面々、佐介の手の者都合百余人には不過、矢軍に時を移す、然るといへとも寺中矢種尽、敵は

持氏入駿府

今川義兵

持楯をつき寄、武士・大衆入替く、火をかけて責しかは、憲基は夜にまきれ落給ふ、木戸將監満範を初として廿一人、高矢倉に上り一同自害して失にけり、安房守は越後をさして落行、公方は瀬名まで落させ給ふ、去程に新御堂殿并持仲、鎌倉に御座まして、関東の公方と仰かれたまふ、然共近国猶持氏の味方にて召不応、さらは討手をつかはすへしとて、持仲を大將軍として、中務大輔憲顯・其弟伊予守憲方武州へ発向す、憲顯はいたはる事ありて留り、与州を大將軍として、十二月廿一日小机邊まで出張す、持氏御方には、江戸・豊鳴・二階堂下総守并南一揆并完戸備前守、兵共入間川に馳集り陣をとる、伊予守、持氏御供申入間川に発向す、其道二同世谷原にて十二月廿三日合戦を初め、終日戦ひくらしけるか、伊予守打負、鎌倉さして引返す、江戸・豊鳴、勝にのり追かけしかは、伊予守も持仲も、漸同廿五日夜に入鎌倉へ帰り給ふ、又上野国にては禅秀の賀岩松治部大夫本居なりとて、新田成かへり館林辺へ討出、國中過半したかへける、由良・横瀬・長尾但馬守、持氏の御方として、十二月十八日岩松と合戦す、岩松か家老(金井政義カ)金平新左衛門討死して、岩松は引退き、同月の廿一日、猶岩松多勢にて押寄ける、横瀬・長尾勝ほこりたる折からなれば、やかて押寄、不残追散しけり、去程に駿河国司今川上総介範政京都へ注進申ければ、不日に禅秀一族并新御堂殿・持仲公可追討之由、御教書を給はり、上総介関東の諸家中へ廻状を送らる、

今度関東御開事、先以驚入存候、仍事子細如風聞者、右衛門佐入道依構逆心候、承京都上聞、致如此沙汰之由披露候間、就左様之篇、面々被成与力候之由聞候、一端は雖無誤候、有名無実至、誠狂惑之次第候、就中風渡当国ニ御移之条、希代未聞也、以上意御合力之儀

諸人被成御教書、可致忠節之旨被仰付、則既御幡下着之上者、不承上命候事明白候哉、抑如此上意嚴重候之間、自是重而被成御教書候、雖然都鄙背貴命而、強叛逆之輩被致同意候者、是先祖譜代之忠勤失此時、子孫之後跡於永被成他人領地事、為君被不忠、為家似育、所詮者觀応年中、曾祖父心省・祖父範氏等、放^(於)当国由比山抽忠節、并関東諸人降參之儀ヲ被申沙汰、并天下静謐歸基事、旧例勿論也、此上者知非而早改、属理被忠節者、云彼云此順儀也、若不然者、早速二被馳向当陣、被決雌雄事尤所望也、以此兩条、一途被致返報、一儀二被定事、可然候哉、恐々謹言、

十二月廿五日

今川上総介

去ほとに今川勢三島に陣を取、先陣は葛山、同荒河治部少輔・大森式部大輔・今川門族瀬名陸奥守、足柄を越て曾我・中村を責落し、小田原に陣を取、朝比奈・三浦・北条・小鹿、箱根山を越、伊豆山衆徒と并土肥・土屋・中村・岡崎を攻落し、同小田原・国府津・前川に陣を取、明れは応永廿四年正月一日、鎌倉より満隆御所并禅秀、武州世谷原に陣をとり、南一揆并江戸・豊島と合戦しけるか、江戸・豊嶋打負て引退きけり、然といへとも、上方の討手小田原迄責下り、味方打負るよし聞ければ、敵はまけても悦び、味方は次第に力を落し、同九日、味方大形心替りして、敵に加りしかは、持仲・満隆・禅秀不叶、其夜かまくらへ没落なされ、同十日、禅秀子息宝性院快尊法印の雪の下御坊に籠り、満隆御所・同持仲・右衛門佐禅秀俗名氏憲・子息伊予守憲方・其弟五郎憲春・宝性院快尊僧都・武州守護代兵庫助氏春^(永尾)を初として悉自害して失にけり、嫡子憲頭は如何にしてのかれたりけん、此戦より前にいたはる事ありて、か

持仲満隆禅秀
等自害

持氏還鎌倉

岩松天用被誅

同由緒

たはらに引籠おはしけるか、ひそかに京へ逃上らるゝ、今川勢、江戸・豊嶋両方より鎌倉へ乱入、かくて持氏御所、同十七日、鎌倉へ還御なり、浄知寺に入らせ給ふ、其後、江戸・豊嶋を初忠節の人々、禅秀一類の没収の地をわけ給、大森には土肥・土屋か跡を給はる、小田原に移り、箱根別当は僧正に申なさる、今川範政は京都より副将の論旨^(論)を給はりけり、御所未出来ければ、同三月廿四日、梶原美作守屋形へ入御成り、卯月廿八日、大蔵の御所へ還御なる、爰に又禅秀か聳岩松入道天用は、禅秀か残党をあつめ、上野国岩松に蜂起しけるを、舞木宮内丞馳向、合戦して悉追散し、天用を生捕にして鎌倉へ奉りければ、五月十三日、瀧口へ引出首をはねられける、彼か先祖は足利義兼二男岩松次郎義純、畠山重忠妻女并跡式を給、始源家にて畠山と号す、義純の二男岩松五郎経兼、其子遠江太郎政経、新田下野守頼春か猶子と成て、新田下野太郎と号す、其一男岩松治部大夫経家は、建武二年七月討死す、其弟新田岩松治部大夫直国は後に將軍方になり、鎌倉基氏公に近臣にて、武州岩殿山合戦に忠を尽しける、其子右馬頭持国、其子治部大輔若年にて早世、今の天用その跡を継て、国府にいたりけるか、故なき謀反にくみして誅罰を蒙りける、安房守憲基はいか、思ひけん、同廿八日職を辞し、三島へ下向有しを、やうく被仰下ければ、五月廿四日、鎌倉に帰参り、六月晦、又管領に成給ふこそ目出けれ、

義嗣生害

一、応永廿五年正月廿四日、権大納言義嗣公、終に以て御生害、行年廿五才なり、法号円修院道純庵主と申す、

上杉憲実管領

一、応永廿六年十一月六日、上杉安房守憲基病に依て管領を辞し、子息次郎憲実当職を承る、安

佐竹上総入道

自害

房守に任す、此人は文道に心をかけ、武道を常にたしなみければ、人々なひきしたかひけり、一、応永廿九年十月三日、佐竹上総入道家督の事に付て御不審を蒙り、比企谷に有けるを、上杉淡路守憲直に被仰付、発向しければ、佐竹も打て出防戦ひけるか終にかなはず、法花堂にて自害して失ぬ、其靈魂崇をなしける間、一社の神にまつりける、

小栗満重

一、応永三十年癸卯春の比より、常陸国住人小栗孫五郎平満重と云者ありて、謀反を起し、鎌倉の御下知を背ける間、持氏御退治として御動座被成、結城の城まで御出、同八月二日より小栗の城を攻らるゝ、小栗兼てより軍兵数多城よりそとへ出し防戦けれども、鎌倉勢は一色左近将監・木戸内匠助先手の大将として吉見伊与守・上杉四郎荒手にかはりて、両方より責入りければ、終に城を責落され、小栗は行方しらす落行けり、宇都宮右馬頭持綱も小栗に同意して落行けるを、塩谷駿河守追かけ討取りける、桃井下野守(宣義)・佐々木近江入道も是等二一味のよしにて、同八月八日に被討捕、八月十六日、結城より武州府中へ御帰陣あり、高安寺に御陣座、明る応永卅一年三月三日、京都より服西堂為御使下向ある、是は京都の御下知もなくして、大名数多御誅伐の事、条々御とかめの儀也、持氏大きにおとろき給ひ、奉対京都に一切不存私曲を、自今以後も可抽無二の忠勤を由、告文を以て被申上、西堂五月一日上洛、九月重而下向ありて、都鄙御和睦ある、目出度限りなし、十月廿三日、御陣所武州府中の高安寺炎上の間、同十一月十四日、持氏公鎌くらへ還御、同十一月廿日、御舎弟奥州の稲村殿鎌倉へ御上り、是は今度京都御和睦の事、無御心元被思召、奥州には眼代残置御上りの由にて永安寺御座、同廿四日、持氏御悦のあまりに永安寺へ御出、御重代の牛の御目貫を被進、同廿七日、重而御重代の鎧通の

小栗小次郎

照姫

御腰物を給はりけり、何も御当家嫡々御相伝の御宝也、

今度小栗忍ひて三州へ落行けり、其子小栗助重小次郎はひそかにしのひて関東にありけるか、相州権

現堂といふ所へ行けるを、其辺の強盜とも集りける所に宿をかりければ、主の申は、此牢人は常州有徳仁の福者のよし聞て、定而隨身の宝あるへし、打殺して可取由談合す、乍去すくやかなる家人ともあり、如何せんと云、一人の盜賊申は、酒に毒を入吞せころせといふ、尤と同じ、宿々の遊女共を集、今様なとつたはせ、をとりたはむれ、かの小栗を馳走の体にもてなし、酒をすゝめける、其夜酌に立けるてる姫と云遊女、此間小栗にあひなれ、此ありさまをすこししりけるにや、自も此酒をのますして有けるか、小栗をあはれみ、此よしをさゝやきける間、小栗ものむやうにもてなし、酒をさらにもまさりけり、家人共は是をしらす、何も酔伏けり、小栗はかりそめに出る体にて、林の有間へ出て見ければ、林の内にかける馬をつなきて置けり、此馬は盗人とも海道中へ出、大名往来の馬をぬすみ来けれども、第一のあら馬にて、人をも馬をもくひふみければ、盗人とも不叶して林の内につなき置けり、小栗是をみて、ひそかに立帰り、財宝少々取持て、彼馬に乗り、鞭をすゝめ落行けり、小栗は無双の馬のりにて、片時の間に藤沢の道場へ馳行、上人を頼みければ、上人あはれみ、時衆式人をつけて三州へ被送、彼毒酒を吞ける家人并遊女少々酔伏けるを河水へなかし沈め、財宝をも尋取、小栗をも尋けれどもなかりけり、盗人共は其夜に分散す、酌に立ける遊女は破たる体にもてなし伏けれども、本より酒をのまさりければ、水に流れ行、河下よりはひ上りたすかりけり、其後永享の比、小栗三州より来りて彼遊女を尋出し、種々の宝を与へ、盗人とも尋、皆誅罰しけり、其孫は三州に

逸見由緒

代々居住す、

武田信満生害

甲斐国の住人に逸見中務丞有直と云ものあり、古より逸見・武田・小笠原三家は甲州の大将なりしかとも、頼朝の御時に加賀見・小笠原信濃国の守護となり、信州に移り給ひ、甲州半国石沢五郎に給はり、それより代々初は中郡も知行有、東郡は加藤、西郡は逸見給はりしを、後には一円に武田拝領して、加藤は被官になり、逸見は公方へ御奉公の体也、西郡名字の地斗知行ありしかは、如何にもして武田を絶して甲州一円に守護せはやと、持氏公へ忠功を尽しける、今度禅秀逆心して京鎌倉より退治被成しかは、武田安芸守入道明庵は禅秀の小舅也、千葉修理大夫兼胤は聳也、兩人ともに持氏をそむきけるを、逸見よき時分也と思ひ、持氏の寵臣二階堂三河守は逸見縁者なれば、是をたのみ色々甲斐の事望申ける、去程に甲斐国は関東の御分国にて基氏の御所の御時より鎌倉へ出仕申といへとも、明庵も禅秀事に恐れ不参候間、鎌倉より御勢を被向、大將は上杉淡路守憲宗也、千葉は早々降参す、武田安芸守信満も、つるの郡へ馳出、二年に及て合戦すといへとも、多勢に無勢不叶、終に打負、信満は甲州都留郡木賊山にて自害してうせぬ、法名明庵道光、于時応永廿四年二月六日の事也、安芸守信満一男武田三郎信重は都留郡にて生る、母方は平氏小山田弥次郎女の腹也、此時信重は出家して、法名を光増坊と号し、忍ひて高野へ上り、後には道成と改名す、其比祖父陸奥守花峯入道の末子武田信濃守信元は禅秀一味之儀はなけれども、恐れをなし出家して高野山に上り、空山と改名して閑居す、甲斐国は逸見に給はり打入り、然といへとも京都公方より御引渡はなし、鎌倉殿よりの御意計也、此時信満入道明庵の二男右馬助信長と云人あり、一人国へ立帰り、郡内の加藤入道梵玄

甲州加藤由緒

を相具し、西郡へ押寄、逸見と合戦数年也、此加藤と申は、頼朝の御時武田の兄弟に安田遠江守義定と申て、遠江・当国を給はりし人有、梶原か讒言して、安田謀反のよし頼朝へ申上ける間、頼朝大に怒り給ひ、則梶原と加藤の先祖加藤景廉と二人に討手を被下、義定は法光寺にて自害被成、然は義定の跡を加藤に被下、甲斐国に加藤と申在所あり、是はかの加藤入道妙法房の居所を、後に在所の名に申と也、扱梶原か末子源吾景則と申て、甲州に來り、其名字も于今此国につたはる、義定の亡魂ありければ、恐をなし、法光寺に多門天王(ま)に作り、其亡骨を中に納めて、法光禪定とて今もあり、加藤景廉の末孫にて此梵玄入道も、頼朝より給はる所の義行の長刀于今所持也、逸見・武田両家の合戦、応永廿四年より初り、終に逸見打負、或は討死或は自害に及び、残る人々鎌倉へ歎き申間、持氏大きにいかり給ひ、応永卅三丙午年、一色刑部大輔持家大将とし、一千余騎発向す、然共甲州は要害よき国にて、人の心を不敵なれば、鎌倉勢を事ともせず、度々の戦に持氏方打負しかは、持氏御旗をむけらるゝ、同六月廿六日、武州横山へ発向ありて、武田をせめらるゝ、信長もさる橋へ馳向ひ、責戦といへとも、同八月一日、武州の七党ち、ふ口も乱入しかは、八月廿五日、不叶信長甲をぬき降参しける、御免被成、鎌倉へめしつれらる、加藤入道は無双の大力にて、鉄の棒を杖につきて参ける、見る人目を驚しける、甲州をは京都へ御申上られ、逸見に可被下由、海老名三河守を以て再三御訴訟ありしけとも、其比の公方義持公も、高野にありし信濃守信元を召出して是に給ふへきよしの上意にて、信元国に打入ける、鎌倉殿も力に不及、信元に御教書を給りけり、逸見は元のことく西郡名字の地計を知行す、信元は武田陸奥守に成、鎌倉へ出仕申、法名は浄国院、信元に一子有、

武田家再興

彦次郎と号す、父より先に逝去す、信元にも甥なり、武勇もよし、信長に家をゆつり度おもひ
 けれども、一度禪秀一味の科ありて京より御免なし、然間信長の一男伊豆千世丸とて、土屋か
 娘の腹に生れし子以養子に定て、系図并代々の御感書・手継証文不残相伝也、其比信元の家来
 跡部駿河・同上野と申て、甲州の守護代預り、一類あまたありて、何事も信元の旨を背き横行
 しけり、信元の一期の後、伊豆千代に跡部そむきける、甲州に輪室一揆・日一揆とて両一揆あ
 り、輪室一揆の侍跡部に一味し逆心を企つ、信長方は加藤も早世し、同一揆の人々計にて、
 度々合戦ありしかとも、運や此時に尽果けん、か、河合戦に日一揆皆打負、信長は忍ひて信
 濃へ打越、京へ上り給ひける、此時甲斐は鎌倉の分国なれば、持氏をたのみ申されは、頓て御
 加勢をも可給に、京へ信長被参ける故に、京公方と鎌倉殿の御意趣の起り初是なり、扱京公方
 は普光院殿(足利義教)の御時也、如何思召けん、信長に先遠江国蒲の庄御厨にて千貫の地を懸命の為に給
 はりける、信長初而京へ御奉公申、しはらく徘徊してありし時、兄の道成は高野より下り京へ
 出ける、公方是は禪秀一味の張本也、討て可参と被仰下といへとも、信長兄に孝行第一の人に
 て、西国にかくしおき、糧を運ひて助ける、此間跡部兄弟公方の御下知もなくして、しはらく
 国を押領す、

一色伊予守

被誅

永享十二年正月十三日、一色伊予守鎌倉を落て逐電す、相州今泉に在と聞えければ、すはや天
 下の乱近きにありと云程こそあれ、今度降人に成て命を継たる人は、世の聞耳を口惜く思ひ、
 哀れ謀叛起さはやと思ひけるに、願ふ所の幸かなと悦て、則与力して密々に寄合て評定すと聞
 えければ、事の大にならぬ先に退治すへしとて、長尾出雲守憲景・太田備中守資光を大将とし

結城謀反

て、相州今泉の館え押寄せければ、国内通計して行方不知落にけり、依之同類なればとて、舞木駿河守持広をは長尾入道芳伝か方へたはかり寄せて、管領え出仕を致し、本領安堵可然とて云ければ、持広誠と心得て、太刀一腰・馬一疋用意して、正月廿二日、尾張守か宿所え行ける所に、器用の兵を五十人物具をさせ、竊に是を隠置、亭主出合、酒を進め、時分を見て前後より出合、持広を打てけり、持広の寄騎の侍赤井若狭守、腰刀計にて切て入る、尾張守の郎等余多討取、終に討死してけんけり、爰に又故長春院殿の御子達去年御滅亡の刻、近習の人々日光山へ落し申たりける、其後に爰の禪院、かしこの律寺に、一夜二夜を明し、世上の様を隠れ聞てまし／＼けるか、いつまで角て在へき、急き一味同心の輩を招き、再び関東を、先考の鬱憤を散し申へしと、便宜の大名を頼れける処に、結城の氏朝二心なく憑まれ奉て、子息七郎光久を御迎に参せけり、其後氏朝、家老・一門を召集め、此条如何と評定す、家老共は未氏朝の御請不被申と思ければ、水谷伊勢守・築修理亮・同将監・黒田民部丞一同に申けるは、当家は累代に及て指る名家に非れとも、代々義士に組して、一日も不忠の輩に呉せず、因茲関東にては、誰にか劣り可申、なれば若公達の頼母しく思召事なるへし、然れとも、去年の一乱に、京方へ御和談有しかは、京公方も管領も、殿をは二心非しと深頼み給ふ所を引かへ、謀叛の張本とならせ給ふへき御恨なる事そや、人として無_ニ遠慮_一、必有_ニ近憂_一云り、能々御思案有へしと申を果ぬに、厚木掃部介馳参して、若公達御入有と申処に、氏朝の一男結城七郎御伴申、若君入御有ければ、家老・一門大に驚き、扱々是程の一大事を、吾々に被仰合までに不及思召立事、我々をは物の数とも思召さ、りけるとや、今度の御大事に逢て無詮とて、水谷以下四人の家老

とも、もと、り切て一同に遁世の桑門と成にける、其中に水谷伊勢守計様々問答して、乱を見て捨るは弓矢の道ならず、無力処なり、討死するより外の事有ましとて、取て返す、残る三人は終に出家入道して出けり、然れ共、近国他国の内々志を通しける大名小名馳集り、結城の城に楯籠る、本より構へきひしけれとも、俄に亦大堀をほり、塀を塗り、櫓を搔せ、見せ坊懸(マヤ)出し、御旗を打立、白旗・赤旗・二つ引・左巴・釘抜・梶葉の紋書たる旗懸、其数風に翻て満々たり、亦野田右馬助(氏行)を大将として矢部大炊助(氏種)以下、古河城を繕て楯籠る、此由早馬を以て京都へ披露しければ、急き追罰すへき由御教書を被成下、御旗を被下、因茲管領清方(上杉)より武蔵国司上杉廳鼻性順に罷向て退治有へしと下知し給へは、無勢にて難叶と申けるに依而、長尾左衛門尉景仲を加勢として被遣ける、同三月十五日、両大将二軍に成て鎌倉をたつ、性順は若林に陣を張る、景仲は入間川に陣を取て、馳付く勢を待居たり、又其比、新田・田中・佐野小太郎・高階・傍土塚修理亮・桃井か被官の輩・野田右馬助か郎等加藤伊豆守以下、御所方に成て、足利庄高橋郷野田の要害に馳集て旗を上げ、上州を討平くへきと評定す、上州守護代大石石見守憲重、当国の一揆を催促して、是を退治の為に発向すへき由相触る処に、両方の案否をや窺けん、一人も不応催促、然れとも、黙止置へきに非とて、軍勢計にて、四月四日、同国角淵に出陣す、去程に、近所の人々少に馳付ける程に、是を待合、同九日高橋の城に押寄、堀際に楯を突双へ、大勢を一所に集め向、城のことく備へたれば、城に籠る敵の軍勢氣を屈し、勢を吞れて不叶と思ひけん、寄手は大勢也、城の構へ未拵、始終如何有へし、爰をは落て重て大軍を起すへしとて、其夜城を払て引て行、雑色国府野美濃守・同舎弟等を留て、大石にため

に討れけり、鎌倉の警固には三浦助時高同四月廿日馳参る、又上杉中務少輔持房、同五月一日京都の御旗を帯て鎌倉へ下向す、上杉兵庫頭清方・同修理大夫持朝、四月十九日に鎌倉を立、在々所々を催促して軍勢を集めらる、東海道は不及申に、武蔵・上野の一揆の輩、越後・信濃の軍勢、数万騎馳集る事、不_レ遑_レ注_レ之、また安房入道長棟^憲禪^実門も伊豆国に御座しけるを、京都より頻りに被仰けるほとに、同四月六日、伊豆国を立、山の内の庄に帰参、長尾の郷に令滞留、同五月十一日神奈川へ出勢有る、

同七月一日、一色伊予守武州北一揆を相かたらひ、利根川を馳越て、武州の須賀土佐入道か宿城へ押寄、悉く焼払ふ、須賀か郎等暫く支へて討死すと聞えければ、同三日、廳鼻性順・長尾景仲、成田か館へ発向す、一色も少も不騒、馬を東頭に立直し、閑に敵をまちかけたり、両陣馳合、追つ返しつ、煙塵を捲て戦ふ事十余度に及へり、一日戦暮し、夜に入れば、相引にしけるに、同四日、両方戦屈て見えける処に、一色方へ馳加る軍兵雲霞の如し、味方に加る軍兵、入西には毛呂三河守、豊嶋には清方の被官の輩計にて、以外の無勢也、此勢計にて如何と引色に成る所を、伊予守是を立^(見カ)て、すはや敵は引けるをや、いつく迄も追掛て討捕れ者共とて、荒河をを馳渡し、村岡河原に打立る、勝にのる所は実にも去事なれとも、手分の沙汰もなく、事の侍^(体カ)余りに周章して見えたりけり、性順・景仲只^{タカ}一手に成て、魚鱗に連て荒手を先にしたて、蜘蛛・十文字に掛破りしかは、伊予守忽に打負、一返しも返さず、手負を助けんとせす、親子の討る、をも不顧、物を捨て、小江山迄引退く、夫より散々に成て落行ける、修理大夫持朝此由を聞て、岩付より後詰の人数を出しけれ共、軍は退散しければ、又引返し給ひける、

結城城攻

豊後守逆徒に組てければ、同七月廿五日、足利町屋にて同名八人持朝か為に被誅にき、長棟庵主は七月八日神奈川を立、野本・唐子に逗留し、同八月九日、小山の庄祇園の城に着給ふ、其比信濃国の住人大井越前守持光、御所方になり旗をあけ、白井の峠まで押来ると聞えければ、是を防かん為に、上杉三郎重方国分に陣を取り、相州の警固の為に、上杉修理亮、相州高麗寺の下徳宣に陣を取る、又箱根の別当大森伊豆守、元来無二の御所方なりければ、結城の後詰の為に馳参とも申ければ、今川上総介平塚に陣を取、蒲原播磨守は国府津の道場に陣を張て待懸たり、持朝と管領清方とは路次の軍勢を催し、同七月廿九日、結城にこそ着給ふ、彼結城と申は、天然形勝の地、要害便あり、兵糧沢山にして、籠る所の人々は一騎当千の兵なれば、たやすくは落かたし、籠城したる人々は、結城中務大輔(氏朝)・同右馬頭(持朝)・同駿河守(朝祐)・同次郎(氏広)・今川式部丞(持季)・木戸左近将監(氏盛)・宇都宮伊予守(氏朝)・小山大膳大夫(氏朝)・子息九郎(義通)・桃井刑部太輔(義盛)・同修理亮(義盛)・同和泉守(家基)・同左京亮(家基)・里見修理亮(家基)・一色伊予六郎(家基)・小山大膳大夫(家基)か舎弟生源寺(家基)・寺岡左近将監(家基)・内田信濃守(家基)・小笠原但馬守以下、究竟の軍兵数を尽して籠りける、寄手八方をつゝみて責寄たれば、先坤の方は、惣大将清方諸卒を下知して陣を張る、西は上州一揆、乾は持朝を大将とし安房国軍勢、次良は京勢并宇都宮新右馬頭(綱)・土岐刑部少輔(教朝)・上杉治部少輔(教朝)・小田讚岐守(持家)・常陸北条駿河守、震巽は越後・信濃軍兵・武田大膳大夫入道、南は岩松三河守(家純)・小山小四郎(持政)・武田刑部(信重)・武蔵一揆(胤直)・千葉介(胤直)・上総(胤直)・下総の軍勢也、敵の陣と味方の間、僅に三町計隔つ、その間に大堀二重堀り、逆茂木を引て、是は城中の兵糧運送の道を止めむ為也、清方・持朝・千葉・土岐か陣の前には十余丈の征楼を二重三重に組上げたり、然れとも城中には

死生を不知のあふれ者共、爰を先途と命を捨て戦ふ、寄手は功高く禄重き大名共か、只味方の
 大勢を頼計にて、誠吾一大事と思ひ入たる事なければ、毎日の軍に城中勝に不乗と云事なし、
 因茲城衆聊氣を得たりといへとも、寄手は日本半国の兵、四方に圍をなし、味方は此城一ツに
 て始終如何有へからんと、城の本人氏朝の舎弟山川兵部大輔降人に成て管領の方へそ出にける、
 是は若討負は結城の一門今度絶果ん事を歎て、結城の跡を継へき為とそ見にける、則(長九)名沼に
 子細を申ければ、蒙免許可在陣由宣ひける、管領上杉兵庫頭、大田駿河守を以て諸大将へ合戦
 の異見を尋給ふ、宇都宮右馬頭申けるは、結城事、他国の事に非ず、某以前の如くに一族被官
 同心にて退治仕る事、他の力を借るへからず候へとも、近年無勢に罷成、其上此城に角大勢(斯)
 籠り候へは、無及方に他国の御勢御発向、無面目候、急て御攻尤と存候、自然責損し手負多く
 出来なは、古川・山川の御敵を費へに乗蜂起して出張せは、ゆゑしき御大事成へし、信濃大井、
 甲州の逸見等、縦五百騎千騎出張候て後詰に來り候共、此御勢にて御退治輒かるへし、御延引
 候はて、敵の勞する様に御計ひ尤に存候と、余儀もなく申ける、長沼か申けるは、此城ことに
 寄手大勢にて候へは、惣責に致し候は、外城をは安く責候へし、然れとも先年某か要害、僅の
 事に候へとも、御所の御旗を被向、桃井・岩松以下の人々七十日迄責しか共、某手勢軍兵三十
 騎上下百余軍にて度々討勝、御敵被討、況や斯は広大の名城に数万の良將籠り候へは、山川以
 下も案内者に相計て、謀にて責へくや候はん、但愚案短才の身、公儀を編ヒし申へきに非ず、兎
 も角も御下知に随ひ候へしと申す、京勢の仙波常陸介と申けるは、去年永安寺にて長春院殿御
 最期の御時、随分四方を警したりしかとも、此君達を落し申、か様に御大事に及候、況や此大

結城落城

城にて合戦の紛れに一人も落させ給は、重ての御大事不遠候へは、能々謀を廻らされ、急て御責候へし、若猶予の評定候は、必後悔可有候、但當所不案内にて候へは、諸勢の僉議に任せ候へしとそ申ける、城中の兵共、究竟の城を構へ、兵糧を数万石積置たれば、勢の程を見るに、懸合の合戦をするとも、亦箠て戦ふとも、一年二年の内には輒く落されし物をと、初は勇て討りける、凱歌矢叫の音毎日止隙なく、上は梵天・四天王、下は黄泉・金輪際まで響くらんと覚え、要害よければ寄手敢て近付えず、城中の兵四方を囲れて気疲れ勢滅しかは、掛合の合戦もせず、打立て敵を散すに不及、互に目に掛対陣して徒にのみそ過しける、去程にあら玉の年立帰り、明る永享十三年改元有て嘉吉といふ、四月十五日、大将兵庫頭清方諸軍に向て宣ひけるは、昔より敵城を攻る事、対陣して二三年を送ること有といへとも、それは五百騎千騎の国諍ひなり、是は又日本半国か向て一城を責兼て、当地にて数月合戦に及び、徒に里民を煩はす事非本意、京都の公方も定て未練に思めさん、且は末代の恥辱なるへし、明日吉日なれば惣責有へしと相触れ、嘉吉元年四月十六日辰の刻に打立、旗を靡け兵を進めければ、城中の兵共、元来機変馳行心に得て死を一時に定たる気分なれば、何かはちとも可疑議、大勢の真中に懸入二懸散し、鶴翼魚鱗に連て、東西南北に馬の足を不留、敵の勢を懸靡けされは、朱に成し放シ馬とも数を不知、蹄の下に切て落したる敵、算を散して臥たりける、かゝる処に如何成野心の者かしたりけん、城の櫓に火を放つ、折節大風吹落、城の内へ吹掛、城中一字も不残焼ければ、防戦ふ兵も煙に咽て、悉く東西に気を失てそ引ける、寄手機に乗、追掛攻ける程に、引立たる者ともか難所に追懸られしかはたまるへき、城の東切岸田川に追入られ、被討、水に溺るゝ者

数を不知、一日の合戦に討たる、兵数万人、籠る所の人々、一人も不残討死す、惣大将安王殿・春王殿をは越後勢の大將長尾因幡守生捕申ける、則籠輿に乗申、御上洛とそ聞えける、其弟六才にならせ給ひし永寿王殿をは、御乳母ひそかに落し奉りけるを、伊佐の庄にて生捕申す、小山大膳大夫兄弟は落たりしを、長尾因幡守に被生捕、是も京へそ上りける、同十七日、古河の城を被責へき由相触らる、処に、野田右馬助以下の人々、結城を根城として楯籠りけるか、落城の由を聞て、寄手の未追付以前に船に取乗、行方不知落にけり、矢部大炊助以下残り留て、野田讚岐守に被誅、又今度討取所の首共、同十七日着到を付られ実檢を遂られ、惣大將上杉兵庫頭清方小具足計にて出給へは、侍所長尾出雲守憲景紫下濃の鎧に鍬形の五枚甲、瀬下治部丞景秀黒糸の鎧に同毛の三枚甲鹿の角を打立て着たりける、此兩人付役にて、其外仕候の人々半袴にてそ参りける、

一、清方被官人々分捕、

根本五郎首・加茂部加賀守首・磯將監首、已上三并不知名字四ツ、合テ七、大石石見四郎取之、今川式部丞首・江戸八郎首、長井六郎取之^{上洛}、白倉周防守取之、真田首、山懸美濃入道取之、藤力首、^{山口次郎四郎}後藤彈正忠相討、結城右馬介首^{上洛}、小串六郎取之、小笠原但馬入道首、発知平治左衛門取之、大賀対馬守首、村山越後守取之、小幡豊前守首、豊嶋大炊介取之、香河周防守首、^{高山越後守}長尾因幡守相討、大城首、倉役左近將監取之、小幡三河守分捕首、不知名字、八柵首、後藤彈正忠取之、山懸左京亮・那波内匠助相討首、不知名字、土岐修理亮分捕首、同前、岡見大炊助分捕首、不知名字、大蔵民部丞首、大石源左衛門尉取之、寺岡左近將監をは、^(実景)長尾新五郎生

捕之、和田隼人佐分捕首、不知名字、慈光寺井上坊首・那須次郎首并野田右馬助家人高倉首、合三、於古河城田辺太郎左衛門尉取之、中谷首、於当所椎木城、入野出羽守討進之、已上廿九、

一、上野一揆分捕首

木戸左近將監首^{上落}・比平遠江守首、合一、高山宮内少輔取之、筑波伊勢守首、高田越前守取之、筑波法眼首、赤堀左馬助取之、小河常陸助首、和田備前守取之、和田八郎分捕首、不知名字、桃井僧^{号左衛門督伯父}首、和田左京亮・大類中務丞相討、倉賀野左衛門尉分捕、不知名字、寺尾上総入道・同名右馬介相討首、不知名字、長野周防守・同名宮内少輔相討首、不知名字、田賀谷彦太郎首・臼井五郎首、彼二、長野左馬助取之、諏訪但馬守分捕首、不知名字、筑波首、一色駿河守取之、神澤首、一色修理亮取之、倉賀野五郎分捕首、不知名字、癸知上総三郎分捕首、同前、大綱孫三郎首、那波大炊助・同名左京亮相討、大森六郎首、那波刑部少輔入道取之、玉井首、沼田上野三郎取之、小林山城守分捕首、不知名字、綿貫越後守分捕首、同前、綿貫多利房丸・同龜房丸代相討首、不知名字、已上頸廿四、

一、小山讚岐守分捕首^{次第任、到來}

厚木掃部助首・金井伯耆守首・能与首并不知名字首二、合五、小田讚岐守取之、

一、土岐刑部少輔分捕并生捕

前宇都宮伊予守首^{上落}・篠田山城守首・加園家人首・淡川家人首、合七并不知名字首四、都合十一、生捕龍澤^(崎方)右京亮・神山三河守、厚木掃部介家人・関十郎左衛門尉二人は則被討畢、龍崎家人高知尾隼人佐并後藤五郎左衛門尉并高田大夫新癸、依有申方赦免三人、合十三人、土岐刑

部少輔生捨之、^(捕)

一、小山小四郎分捕、

小笠原越後守首・大膳大夫息小山九郎首^{上落}・二階堂左衛門尉首・同家人若葉安芸守子僧首・

高橋首、已上五、小山小四郎取之、

一、上杉治部少輔分捕、

結城中務大輔首^{上落}・比樂十郎首・野田遠江守家人加藤尾張守首・小林出羽守并不知名字首一、

合五、上杉治部少輔取之、

一、長尾因幡守分捕并生捕、

香河周防守首は高山越後守ト相討、此外首二、不知名字并生捕、桃井刑部少輔首^{上落}、多賀

谷・才川伊賀守・矢加井・同四郎・伊曾野・菊地五郎・塩谷・逢田・山田玄蕃・八角兄弟・伊

曾山・磯孫次郎・白井・上須・篠木・阿美次郎・加園将監・酒谷・藤木入道・栃木・加園修理

亮・高野兵庫助・河鳴大炊助・武ノ杉山左衛門五郎・築田四郎・林五郎・明石大炊助、已上三

拾人、長尾因幡守生虜ノ後誅伐畢、此内築田四郎・林五郎兄弟、預山河之、於彼手討之、

一、野田讚岐守分捕、

関弾正首・野田右馬助家人矢部大炊助首、此一は古川ニテ取之、野田遠江家鳩井隼人佐、是は

虜後討之、首合三、野田讚岐守取之、

一、千秋民部少輔分捕、

桃井和泉守首^{上落}・小山大膳大夫息首^{上落}・小幡九郎首・結城被官須釜首・内田信濃守首・人

見次郎左衛門尉首・結城駿河守首上洛、已上七、千秋民部少輔取之、

一、武田刑部少輔入道分捕、

結城七郎首・同次郎首^{上洛}・桃井修理亮首^{上洛}・築田出羽三郎首・梶原大和守首、已上五、武田刑部大輔取之、

一、中条判官分捕、

里見修理亮首^{上洛}・大須賀越後守首・芦間刑部少輔首・上曾三郎首・水谷大炊助首・森戸宮内左衛門首・大野左近將監首、已上八并不知名字首一、合九、中条判官大夫取之、

一、羽川越中守虜人数、

吉田次郎・山田下野守・吉里三郎・筑波法眼息童体千寿丸・小山大膳大夫息僧首^{上洛}・彼五人、羽川越中守取之、後誅之、合首五、

一、人々分捕、

一色伊予六郎^{上洛}・新田羽河越中守取之、桃井左京亮首^{上洛}・薬師寺安芸守取之、舞木家人須俣首、網戸式部丞取之、桃井家人長首・一色家人泉大炊助首、彼二は小幡伊賀守取之、小栗次郎首、宇都宮右馬頭取之、靱着坊首・秋庭三郎首、彼二は北条駿河守取之、榛名弥四郎首、祢津伊豆守取之、武田右馬助分捕首、不知名字、師但馬ヲハ、茂木筑後守家人虜之、稲村下野入道、長沼淡路守生捕之、当日二被誅畢、筑波法眼弟子首・根岸弾正忠首、彼二、森刑部少輔取之、合首十四、

此首ともを見ける大名小名、哀成かな昨日迄も詞をかはし、肩をならへて見馴し朋友なれば、

涙を掛けて首を見、悲の思ひ散満たり、大将分の首廿九、若公と添申、五月四日京都へ着、若君をは濃州垂井の道場金蓮寺にて、両佐々木参向て、同五月十六日御兄弟ながら奉害し、今年十二・十にそ成せ給ひける、関東より上る所の首共をは、六条河原に掛られたり、